

別表（第4条関係）

補助事業者	補助率	補助限度額	補助対象経費
市町村	3分の1	500千円以内	賃金（事業実施に係る人件費）
NPO法人、 ボランティア団体及び 市民活動団体等の 非営利団体	3分の2		謝金（講師及び専門家等に対する謝礼） 旅費（講師及び専門家等への交通費）
民間事業者 （営利を目的としない補助事業の場合に限る。）	2分の1		消耗品費 印刷製本費 広告宣伝費 通信運搬費 手数料 保険料 委託料 使用料及び賃借料 その他知事が必要と認めた経費